

第6号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

会計年度任用職員の服務の宣誓に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。